

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>(見込額を記載する場合におけるその旨の記載)</p> <p><u>5-8-2-2</u> 開示府令第8条第2項の規定により提出しようとする開示府令第2号の四様式又は第2号の七様式による有価証券届出書における、次に掲げる記載については、これらの見込額についての算定根拠を記載することができる。ただし、開示府令第9条第9号に掲げる場合に提出しようとする有価証券届出書においては、当該算定根拠の記載を要しないことに留意する。</p> <p>① 開示府令第2号様式記載上の注意(9)cの規定により、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載</p> <p>② 同様式記載上の注意(19)aの規定により、「払込金額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載</p> <p>③ 同様式記載上の注意(22)aの規定により、「売出価額の総額」について見込額を記載する場合におけるその旨の記載</p> <p>(上場承認前に提出する有価証券届出書の記載)</p> <p><u>5-8-2-3</u> 開示府令第9条第9号に掲げる場合に提出しようとする有価証券届出書の記載に当たっては、次に掲げる欄又は事項について、一定の期間の範囲により記載することができることに留意する。</p> <p>① 「申込期間」の欄</p> <p>② 「払込期日」の欄</p> <p>③ 株式受渡期日</p> <p>④ 「発行価格」、「売出価格」、「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受株式数」又は「引受けの条件」の決定予定時期</p> <p>(資金使途の記載)</p> <p>5-8-3 「手取金の使途」の欄については、例えば、直接の使途を預貯金とした後、最終的な使途を設備資金とするなど、直接の使途に加え、最終的な使途が決定されている場合は両者とも記載するなど、個別の事情等に応じ詳細な記載を行うものとする。また、手取金の総額について、見込額を記載する場合には、その旨を記載するとともに、その算定根拠も記載することができる。ただし、開示府令第9条第9号に掲げる場合に提出しようとする有価証券届出書においては、当該算定根拠の記載を要しないことに留意する。</p> <p>なお、株券及び新株予約権証券を発行する場合、新株予約権証券においては割当予定先の権利行使時期や行使数量により調達時期及び調達額が左右されるため、手取金の使途の記載にあたっては、株券と新株予約権証券とを区分して記載することが考えられる。</p> <p>(上場承認の日に提出する訂正届出書への監査報告書の添付)</p> <p><u>7-2-2</u> 開示府令第9条第9号に掲げる場合において、同号に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出した後に、多数の者を相手方とする有価証券の募集又は売出しを行うため、当該有価証券届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書（上場承認の日と同日に提出するものに限る。）を提出する場合には、当該訂正届出書に直近の監査報告書を添付することに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(資金使途の記載)</p> <p>5-8-3 「手取金の使途」の欄については、例えば、直接の使途を預貯金とした後、最終的な使途を設備資金とするなど、直接の使途に加え、最終的な使途が決定されている場合は両者とも記載するなど、個別の事情等に応じ詳細な記載を行うものとする。また、株券及び新株予約権証券を発行する場合、新株予約権証券においては割当予定先の権利行使時期や行使数量により調達時期及び調達額が左右されるため、手取金の使途の記載にあたっては、株券と新株予約権証券とを区分して記載することが考えられる。</p> <p>(新設)</p>